

		基 準		
		以下の基準に則り、開発区域内にごみ集積所を設置する。		
一 般 住 宅	家 庭 住 宅	1 設置場所	ごみ集積所の設置場所は、ごみ収集車が前進しながらごみ集積所に横付けできることとし、以下の要件を満たさなければならない。	
			(1) 道 路	道路（私道を含む。以下同じ）に接している場所に設置することを原則とする。 ア) 道路幅員が、4 m以上の道路に面することを原則とする。 イ) 収集車が、前進で通り抜けができる道路に面することを原則とする。
			(2) 必要面積	ア) 5 戸以下：平面有効面積で3 m ² 以上とする。 イ) 6 戸以上：3 m ² + (利用世帯数- 5) × 0. 2 m ² 以上
		2 集積所の構造	(1) 形 状	集積所のごみ取出口の有効幅が、間口2 m以上確保されているものとする。
			(2) 位 置	ア) 設置位置 : 道路と同一平面でかつ長辺が接するものとする。 イ) 配 置 : 宅地の高低、道路勾配及び予想交通量等により居住者の動線・安全性を勘案し、かつ、収集車の進行方向が同一となるよう配置し、原則として通路は通り抜けできるものとする。 ウ) 取 出 口 : 取出口の方向は道路に面するものとする。
			(3) 構 造	ア) 材 料 : 床はコンクリート造りとするとともに、美観にも留意するものとする。 イ) 排 水 : 床面は排水できるものとする。 ウ) 溝 蓋 : 道路に接する部分に溝があるときは、取り外し可能な蓋を設けるものとする。 エ) 壁 : 道路面以外に、高さ1 m程度のブロック塀等を設けるものとする。
		3 収納方法	(1) 戸建て	原則通常の収納とし、ボックス型収納庫の設置に努めるものとする。
			(2) 集合住宅	ア) 5 0 戸未満：原則通常の収納とし、ボックス型収納庫の設置に努めるものとする。 イ) 5 0 戸以上：原則コンテナボックス収納とする。 ウ) 解錠が必要なごみ保管庫の場合には、収集時には解錠するものとする。
				(1) 規 模
		集合住宅	(2) 構 造	ア) 水栓を設けるものとする。 イ) コンテナボックス収納庫を置く場合、道路面の排水路には細目のグレーチングを用い、コンテナのキャスターが落ち込まないようにする。
複合建物（家庭ごみ）	一般住宅の家庭ごみに準じた位置、面積及び構造を確保する。			
供用開始		収集の開始希望日より1 週間以上前に、「集積所設置届(変更)・リサイクル資源等分別容器申し込み書」を担当課に提出するものとする。		
		集積場所の利用状況に変更があった場合は、管理者は速やかに「集積所設置届(変更)・リサイクル資源等分別容器申し込み書」を担当課に提出するものとする。		

【 そ の 他 諸 注 意 】

- 1 コンテナ収納を行う集合住宅については、管理人が常駐するものとする。
- 2 市役所は分別収納用のカゴ(4種類)、ネット(2種類)、防鳥ネットを貸与するが、集積所への設置及び設置後の管理は、集積所の管理者が行うものとする。
- 3 集積所の利用者は、集積所の衛生管理、不法投棄及び苦情に対処するものとする。
- 4 事業系ごみは、事業者と廃棄物収集運搬許可業者間で契約するものとする。
- 5 不法投棄を確認したときは、担当課に通報した上で、指示に従うものとする。